

第5章 姫小川古墳保存管理計画

本章では、国指定の史跡姫小川古墳の史跡指定地内の保存管理計画を示す。史跡指定地外の関連する範囲については、保存管理基準を示す。

第1節 保存管理計画策定の基本的考え方

(1) 史跡の現況の把握

保存管理計画を策定するために必要な基礎資料として、古墳の現状、調査履歴、土地所有状況、維持管理状況等の調査を行い、史跡の現況を把握する。

(2) 史跡を構成する諸要素の特定

史跡は、「史跡を構成する諸要素」と「史跡の周辺環境を構成する諸要素」から構成されている。史跡の適正な保存管理を行うため、まず「史跡を構成する諸要素」を特定し、各要素の課題を明確化する。

(3) 保存管理方法の提示

史跡の範囲を、墳丘や周溝など古墳総体の範囲や土地所有状況等に応じて地区区分を行う。そのうえで、保存管理すべき対象範囲については地区の特性に応じた保存管理方法を示すとともに、各地区を構成する諸要素ごとに適切な保存管理方法を定める。

(4) 公有化の方針の提示

史跡の適切な保存管理のために、必要な用地の公有化の方針を示す。

(5) 史跡指定追加地区の提示

現状の史跡指定範囲が古墳の総体の範囲として適切であるかを検討し、将来追加指定する可能性のある範囲を提示する。

(6) 現状変更等に関する取扱基準の明確化

史跡において、将来予想される史跡指定地における各種現状変更等の行為に対する取扱いの方針と具体的な取扱基準を定める。特に円滑な保存管理を行うために、日常の維持管理行為や維持的措置等の範囲を明確にする。

第2節 姫小川古墳の現状

(1) 指定状況

姫小川古墳は昭和2年（1927）に「この地方における規模壮大なる古墳にして且善く保存せられたるものの一に属す」との評価を受けて内務省告示第466号をもって10月26日に国指定史跡となった。当初指定面積は、墳丘部分の1,955.65㎡で、その後平成24年（2012）に墳丘北東の民有地1,195.33㎡が追加指定された。

指定状況は以下のとおり。

種別	史跡
名称	姫小川古墳
所在地	碧海郡櫻井村大字姫小川字姫（現安城市姫小川町姫）
地目・地積	宅地1筆、山林2筆、境内1筆
指定年月日	昭和2年10月26日
告示番号	内務省告示第466号
管理者氏名	櫻井村（現安城市）
管理者指定年月日	昭和3年3月22日内務省発理第21号ヲ以テ管理者ニ指定
所有者住所・氏名	別紙記載
説明	前方後圓型ノ古墳ニシテ東南ニ面ス封土ノ高サ前方部十五尺後圓部参拾尺全長約二百二十尺、後圓部ノ頂上ニハ神社ヲ奉祀シ封土の一部鑿平ノ痕アレド此地方ニ於ケル規模壮大ナル古墳ニシテ且善ク保存セラレタルモノノ一ニ属ス
指定ノ事由	保存要目史蹟ノ部第三ニ依ル
保存ノ要件	公益上必要止ムヲ得サル場合ノ外左ノ事項ハ之ヲ許可セザルコトヲ要ス 一、封土ノ発掘及破壊 二、遺物ノ採取 左ノ事項ハ許可ニ當リ十分ノ注意ヲ要ス 一、樹木ノ植栽並伐採 二、工作物ノ建設
保存施設	昭和3年8月27日附受理第一号ヲ以テ補助金壹百四十円交付セラル 昭和3年3月18日竣工

※以上、愛知県教育委員会の指定調書の写しを転記、一部注記を追加

表 28 姫小川古墳の当初指定時の土地所有者

市町村	大 字	字	地 番	地 目	地積 (㎡)	所有者
櫻井村	姫小川	姫	38	山林	612	野村喜代右エ門
同	同		38-1	宅地	61	同
同	同		39	山林	501	村社浅間神社
同	同		40	境内	608	官有地

(2) これまでの発掘調査等の概要

①調査研究史

小栗鉄次郎氏は「前方後円型」の古墳で墳丘長 66 m、後円部径 39 m、前方部長 31.5 m、後円部高さ 9 m、前方部高さ 4.5 m等をまとめ、かつて前方部の一部分の土が鋤き取られたという伝聞についても記述した（小栗 1936）。『桜井村史』編さん過程でも大正 13 年（1924）に柴田常恵氏が浅間神社古墳（本墳）を訪れたらしいこと（國學院大學日本文化研究所 2004）、『桜井村史』には前方後円墳と記載されている。『桜井町の古墳』では「14 号古墳」として 4 世紀末の築造で、墳丘長 66 m（58 m 残存）、後円部高さ 5.6 m、前方部高約 3 mとしている。内藤晃氏は後円部と前方部の著しい比高差から「いずれにしても疑問のある前方後円墳」という見解を示

表 29 姫小川古墳の調査等経過

大正末期から	愛知県史跡名勝天然記念物調査会による調査
昭和初期	『桜井村史』編纂計画に基づく桜井村役場による調査
大正 13 年 12 月	柴田常恵氏が浅間神社古墳（姫小川古墳）を訪れる
昭和 2 年 10 月	国史跡指定、前方後円墳として記載
昭和 11 年	小栗鉄次郎氏が測量図を報告、前方部の土が鋤取られた伝聞を記述
昭和 31 年 4 月	桜井文化財保存会が久永春男氏指導のもとに調査し、測量図を作成
昭和 34 年	『資料編桜井町の古墳』（桜井町文化財保護委員会 1959）が刊行 姫小川古墳は、4 世紀末の築造で、墳丘長 66 m（58 m 現存）、後円部高 5.6 m、前方部高約 3 mと報告。桜井町域の古墳群を桜井古墳群と姫小川古墳群に分けたこと、姫小川古墳は後円部に比べて前方部が低い墳丘形態に注目したことなどを記述
昭和 47 年頃	古墳の前方部東側の湿地の埋立
昭和 50 年 8 月	前方部上にあった薬師堂を撤去し、南側墳裾に鉄筋コンクリートで新築
昭和 53 年	国庫補助事業で指定地に囲柵（コンクリート製擬木・生垣）と境界杭を設置
平成 4 年 12 月	愛知県埋蔵文化財調査センターが、安城市教育委員会の協力で墳丘測量調査を実施
平成 13 年 3 月	安城市史考古部会が補足測量調査を実施、周溝が埋没する可能性を指摘
平成 15 年 9 月	後円部から東へ降る参道の改修工事
平成 17 年 5 月	桜井地区文化財保存会・姫小川町内会・浅間神社の代表者が連名で、安城市に姫小川古墳の保護に関する要望書を提出
平成 19 年 3 月	災害復旧として後円部西側部分約 41㎡に植生土嚢を設置し、木杭 21 本で固定。周囲の樹木剪定
平成 19 年 6 月	墳丘測量調査を実施
平成 19 年	姫小川古墳範囲確認調査検討委員会を設置
平成 20 年 1 月	平成 20 年 1 月 10 日、墳丘範囲確認調査（第 1 次調査）にかかる文化庁の史跡現状変更許可（19 委庁財第 4 の 1695 号）
平成 20 年 1 月	姫小川古墳範囲確認調査検討委員会 第 1 回 平成 20 年 1 月 11 日
平成 20 年 1 月～4 月	墳丘範囲確認調査（第 1 次発掘調査） 平成 20 年 2 月 20 日、3 月 14 日に、姫小川古墳範囲確認調査検討委員会による現地指導 平成 20 年 3 月 15 日、現地説明会実施、参加者 58 名
平成 20 年 4 月	法面復旧として後円部南側約 81㎡に植生土嚢を設置し、木杭 44 本で固定
平成 22 年 1 月～2 月	墳丘範囲確認調査（第 2 次発掘調査） 平成 22 年 2 月 20 日、現地説明会実施、参加者 20 名

資料：『史跡姫小川古墳』より引用抜粋

した（内藤 1966）。平成4年（1992）愛知県埋蔵文化財調査センターが主体となり、安城市教育委員会が協力する形で墳丘測量調査（齋藤 1997）、平成13年に安城市史考古部会が補足測量調査を実施した（加納 2004）。そして、平成20・22年に安城市教育委員会は墳丘範囲確認調査を実施している。

墳形と規模 発掘調査の結果に基づき、墳丘長65 m以上、後円径38 m、後円部高6.0～7.0 m、前方部長27 m、前方部前端幅19 m、前方部高3.0～4.0 m、くびれ部幅15.5 mと計測した。周溝と想定される溝は後円部の北側から南西側を部分的に巡り、Aトレンチで幅12.4 m前後、Bトレンチで幅10.3 m前後、Fトレンチで幅7.2 m以上、深さは1.8～2.0 m前後と推定される。なお、葺石は確認されていない。

埋葬施設 不明

出土遺物 埋葬施設の副葬品は不明。周溝と想定される溝の最下層からは古墳時代前期の土師器が少量出土しているが、遺物の多くは須恵器等の後世の遺物である。

なお、刀剣類、土器片が出土したと伝わるものの、所在不明のため詳細はわからない。

築造時期 墳丘形態及び周溝からのわずかな遺物から、古墳時代前期中葉（4世紀中葉）に比定される。

備考 古墳の規模については一定の情報を得たが、墳丘構造や築造時期については調査蓄積を基に検討する必要がある。

参考文献

- 堀田明信 1935『愛知県碧海郡桜井村土地宝典』帝國市町村地圖刊行會
- 小栗鉄次郎 1936「碧海郡桜井村大字姫小川姫小川古墳」『愛知県史跡名勝天然紀念物調査報告』第15、愛知県
- 李原利一 1943『桜井村史』桜井村役場
- 桜井町文化財保護委員会 1959『資料編 桜井町の古墳』
- 内藤 晃 1966「東海」『日本の考古学』IV古墳時代（上）、河出書房
- 天野暢保 1971「地方国家の成立」『安城市史』安城市史編さん委員会
- 安城市史編さん委員会 1973「安城市古代・中世遺跡一覧」『安城市史』資料編
- 齋藤弘之 1997「（資料紹介）桜井古墳群測量調査 - 姫小川古墳・塚越古墳 -」『安城市歴史博物館研究紀要』No. 4
- 加納俊介 2004「姫小川古墳」『新編安城市史』10 資料編考古、安城市史編集委員会
- 川崎みどり 2007「姫小川古墳」『史跡二子古墳』安城市埋蔵文化財発掘調査報告書第19

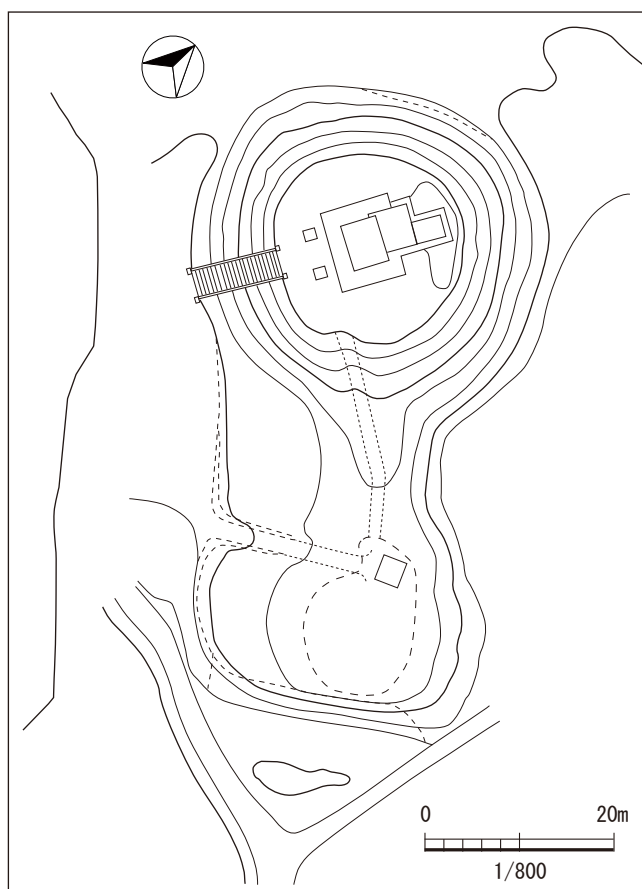


図39 姫小川古墳の墳丘測量図1
（小栗 1936 より一部改変の上、再トレース）

集、安城市教育委員会

安城市教育委員会 2011『史跡姫小川古墳』安城市埋蔵文化財発掘調査報告書第27集

西島庸介 2012「古墳出現前後の三河」赤塚次郎編『尾張・三河の古墳と古代社会』東海の古代3、同成社



図40 姫小川古墳の墳丘測量図2（新編安城市史編集委員会編 2004 を一部改変）

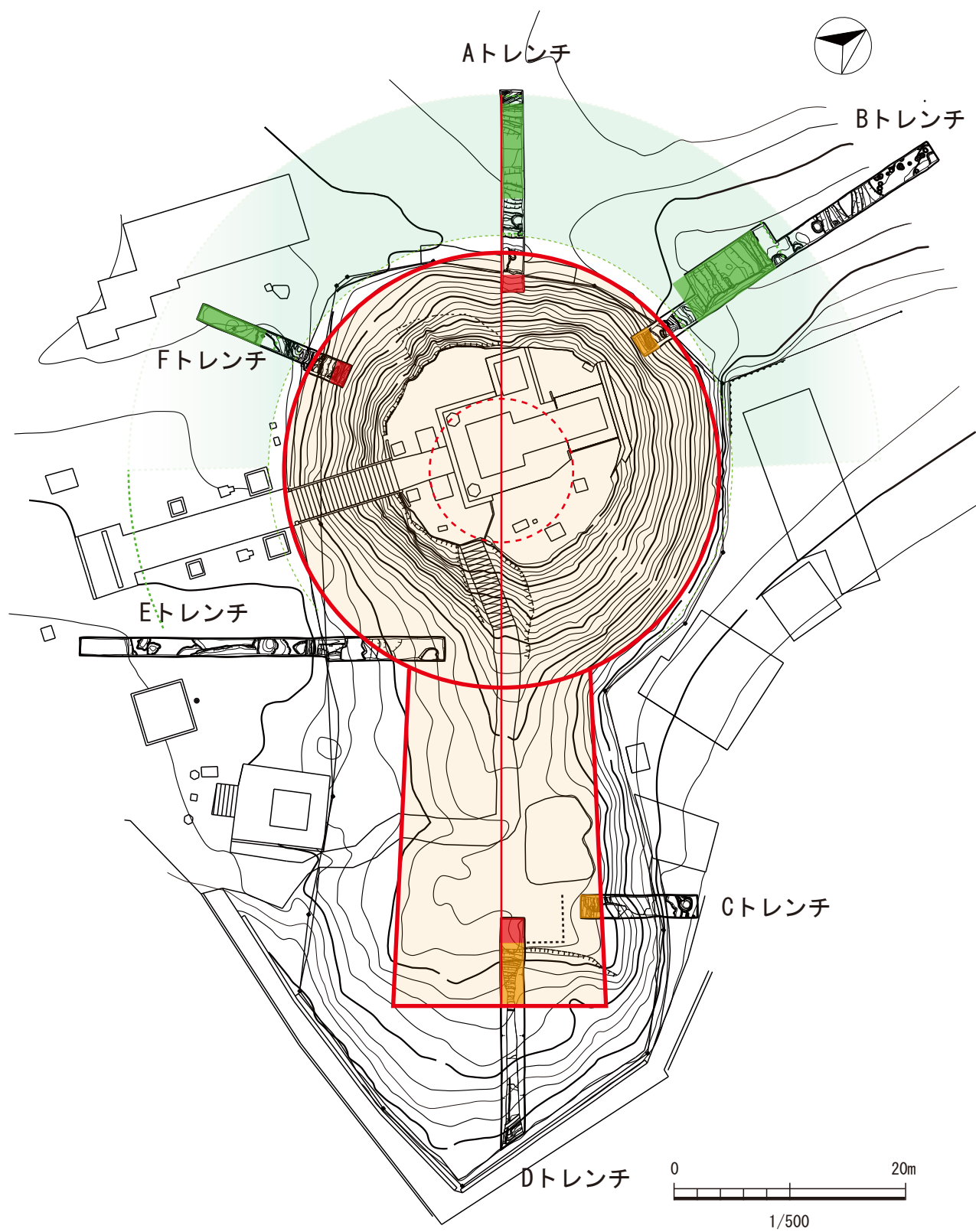


図 41 姫小川古墳の墳丘復元図

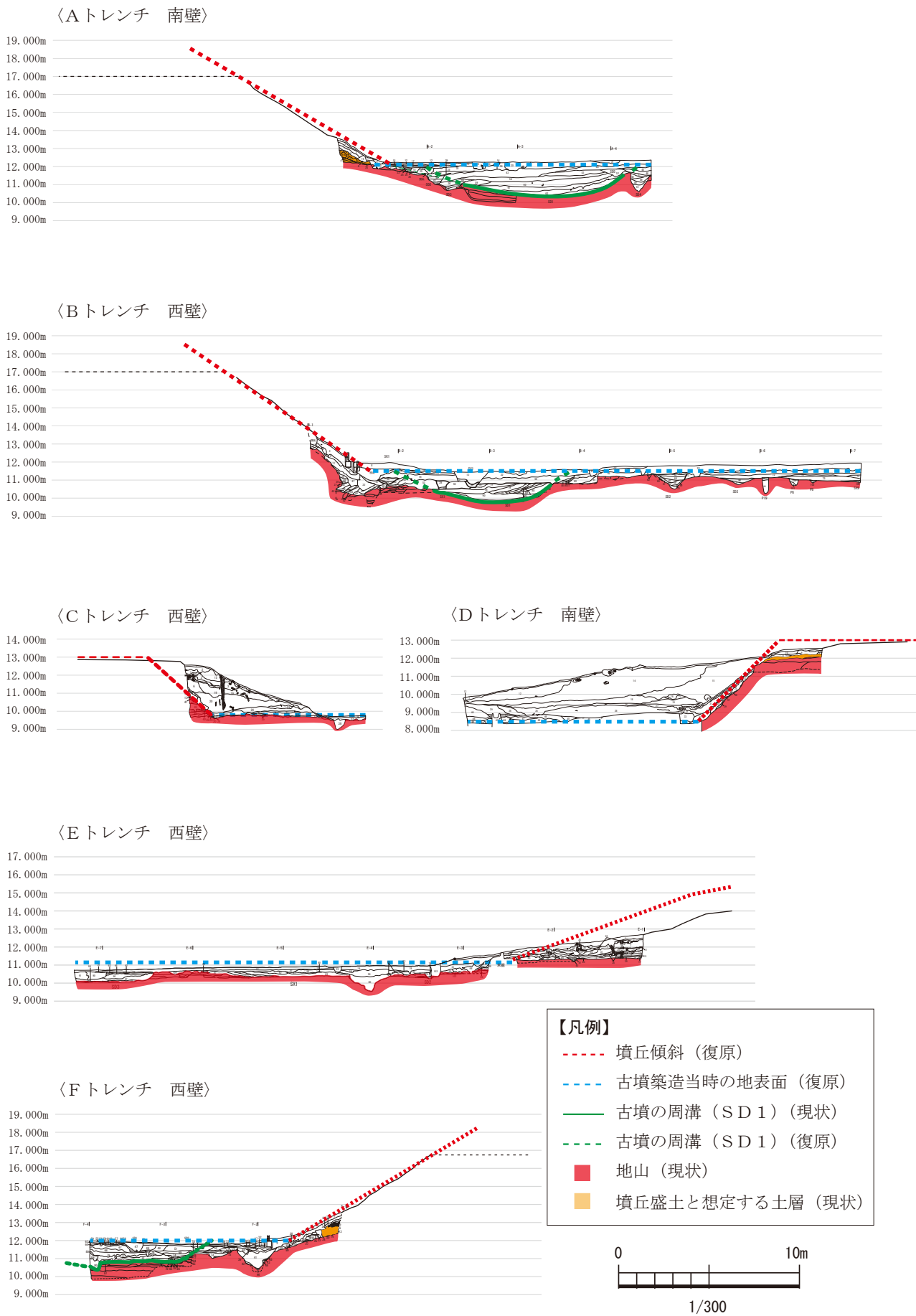


図 42 姫小川古墳の各トレンチにおける墳丘復元図

(3) 土地所有状況

史跡指定地の土地所有者は個人と宗教法人浅間神社となっている。浅間神社所有地は主に墳丘部分にあたる。

表 30 史跡指定地の土地所有と公有化の状況

字 名	地 番	地 目	現況地積 (㎡)	所有者	公有化状況
姫	38	境内地	634	(宗) 浅間神社	—
姫	38-1	境内地	201.65	(宗) 浅間神社	—
姫	39	境内地	499	(宗) 浅間神社	—
姫	40	境内地	621	(宗) 浅間神社	—
姫	42	宅地	590.38	個人	—
姫	43	宅地	604.95	個人	—

公有化済み面積	なし	(0.0%)
宗教法人所有地面積	1,955.65㎡	(62.1%)
個人所有面積	1,195.33㎡	(37.9%)
史跡指定地面積 計	3,150.98㎡	

(4) 今日に至る古墳の履歴

①浅間神社について

姫小川古墳の後円部上には浅間神社の社殿が建ち、神社に関連する石造物等が設置されている。

浅間神社の由緒は不詳である。孝徳天皇皇女がこちらに配流された際に大化年間（645-650）に御殿（東町獅子塚南西、誓願寺付近とされる）を築き、白鳳 10 年（670）皇女逝去の際に陵を造り（姫塚）、その墳頂に小宮を築き、その後の再建時に墳頂が狭いため土を運んで右陵を造営し、そこを皇墓浅間宮と言い伝えたという伝承がある（「姫小川村村誌」（地誌材料調査）1888、『安城市史』資料編 1973 所収、『姫小川の由来』1975）。なお、姫塚古墳墳頂にある石塔「姫宮墓」左右に記された「白鳳十辛巳年」「六月廿四日」とあり、白鳳 10 年は 670 年、「辛巳年」は 681 年にあたる。明治 5 年（1872）村社となっているものの、近世以前の資料にはその存在を確認することはできない。ちなみに祭神はかつて豊玉姫命を祀っていたが、村に難産が続いたため甲斐国浅間神社から木花咲耶姫命を勧進したといい、祭日は 8 月 16 日になる。



図 43 姫小川古墳古写真（小栗鉄次郎氏資料）
（名古屋市博物館所蔵）

表 31 浅間神社境内の建築等履歴

明治5年（1872）	村社に列す（社伝）
明治17年（1884）	拝殿改築（社伝）
明治22年（1889）	桜井村、東町村、姫小川村、堀内村が合併し桜井村となる
明治24年（1891）10月	濃尾地震
明治26年（1893）8月	鳥居
明治27年（1894）8月	社標・幟立
明治32年（1899）8月	燈籠（平坦部）
大正15年（1926）12月	水盤・燈籠（供出）・石段・狛犬（墳頂部）
昭和2年（1927）3月	長野県浅間山噴火噴石（天明3年（1783））
昭和2年（1927）10月	国史跡指定
昭和6年（1931）10月	賽銭箱（木製）
昭和12年（1937）	社務所新築（社伝）
同年	境内地188坪を339坪に拡張（社伝）
昭和20年（1945）	三河地震により本殿倒壊（社伝）
昭和21年（1946）1月	頌徳碑（昭和20年1月13日、三河地震見舞金に対する）
昭和27年	本殿再建（社伝）
昭和27年（1952）10月	燈籠再建
昭和28年（1953）10月	燈籠（墳頂部）
昭和35年（1960）	桜井村は桜井町となる

昭和50年（1975）8月に前方部上から現在の位置に建替えられた薬師堂は、天保3年（1832）「小川村絵図」には「薬王」と記された祠が描かれている。ただし、薬師堂の建立は天保11年で浅間神社の本地仏として社殿に合祀されていたものを分離安置したとされ、「薬王」なる祠が神社の前身であるのかは判然としない。

薬師堂が天保3年「小川村絵図」に描かれる一方、浅間神社は伝承こそ古いものの村社に列せられるのは明治5年（1872）と比較的新しい。境内の神社関連石造物等も明治26年以降のものとなる。表31に、浅間神社境内の石造物等について、前後の歴史的事象とあわせて記述する。

このように、石造物からみると、第1期（明治20年代後半～30年代前半）、第2期（大正末期～昭和初期）、第3期（昭和20年代）というように境内は大きく3つの時期に整備されたことがわかる。

②自然景観の歴史性について

現在墳丘上は、シイ、カシ、クスノキ、クヌギなど常緑広葉樹が繁茂し、ほとんど見通しがきかない状況である。これら樹木は浅間神社が管理しており、伐採や剪定にあたり神社の許可が必要である。

墳丘上の樹木は、浅間神社の社叢として地域の信仰対象の一部であり、今日に至る古墳の履歴を示す重要な要素である。浅間神社の社叢が歴史的にどのような変遷を経て、現在の状態になったのかは明らかではない。浅間神社社殿がいつ頃、古墳上に祀られたのかと併せて、調査検討が待たれる。

参考資料として、昭和11年（1936）『愛知県史跡名勝天然記念物調査報告』で姫小川古墳を報告した小栗鉄次郎氏資料（名古屋市博物館所蔵）がある。

第3節 史跡を構成する要素の現状と課題

(1) 史跡を構成する要素の特定

史跡に関わる様々な要素を、下表のとおり「史跡を構成する要素」と「史跡に伴う諸要素」に分類する。「史跡を構成する要素」には、墳丘や周溝など古墳総体が相当する。「史跡に伴う諸要素」は、鹿乗川流域遺跡群をはじめとする「古墳に関わる居住域・生産域」、「今日に至る古墳の履歴を示す要素」、「史跡の保護と管理に有効な要素」、「史跡の保存管理上調整が必要な要素」が相当する。

特に、古墳の立地する碧海台地東端部の地形、墳丘上に現存する神社仏閣や樹木等は、史跡の価値の一部である「今日に至る古墳の履歴を示す要素」として積極的に評価した。

また、「史跡の周辺環境を構成する諸要素」では、古墳に関わる言い伝えや伝承、祭りなど無形のものを含めた歴史文化資源を、今日まで古墳を存続させた重要な要素であると評価した。

表 32 構成要素の分類表

分 類			内 容	記号
史跡を構成する諸要素	史跡を構成する要素	古墳の価値を有する要素	古墳の総体（墳丘、周溝、埋葬施設、副葬品を含む遺物等）	ア)
	史跡に伴う諸要素	古墳に関わる居住域・生産域	鹿乗川流域遺跡群をはじめとする古墳周辺の弥生時代から古墳時代の遺構・遺物	イ)
		今日に至る古墳の履歴を示す要素	古墳が立地する地形 古墳に関連する前後の時代の文化財（神社仏閣、塚、墓標） 古墳に関連する自然環境（樹木、植生、生物）	ウ)
		史跡の保護と管理に有効な要素	管理施設、保存施設 標識、囲柵、標柱、説明板等	エ)
		史跡の保存管理上調整が必要な要素	除却・移転等を検討すべきもの 史跡内の建造物、工作物、看板、便益施設等	オ)
史跡の周辺環境を構成する諸要素	文化遺産		歴史文化資源 （言い伝え・伝承を含む）	カ)
	便益施設		ガイダンス施設、公園、トイレ、駐車場、看板（サイン）、散歩道、道路、水路等	キ)
	自然・景観・土地利用		開析谷、段丘、樹林地、境内地、宅地、農地等	ク)

姫小川古墳の史跡を構成する諸要素は、表 33 のとおりである。古墳の総体として、地上、地下に存在する墳丘と周溝が相当する。また、墳丘上の樹木等は、遺構を傷める可能性もあるが、浅間神社の社叢空間を形成する要素であることから、今日に至る古墳の履歴を示す要素とした。

表 33 史跡姫小川古墳を構成する諸要素

史跡を構成する諸要素				
史跡を構成する要素	史跡に伴う諸要素			
ア) 古墳の価値を有する要素	イ) 古墳に関わる居住域・生産域	ウ) 今日に至る古墳の履歴を示す要素	エ) 史跡の保護と管理に有効な要素	オ) 史跡の保存管理上調整が必要な要素
・ 墳丘 ・ 周溝	・ 姫下遺跡	・ 碧海台地東端部の地形 ・ 浅間神社社殿と関連する石造物等 ・ 薬師堂 ・ 姫塚遺跡 ・ 神社社叢を形成する樹木・草花	・ 史跡説明板 ・ 擬木囲柵・植栽 ・ 境界杭 ・ 標識	・ 墳丘北東側の住宅 ・ 前方部東側の埋め立て地

(2) 各構成要素の現状と課題

以下の構成要素、ア)～ク)は、前掲の「表 32 構成要素の分類表」の記号に対応する。

P68 から P70 の写真の注記にある数字①～④は、「図 44 姫小川古墳現況図」内の写真撮影位置に対応する。

①史跡を構成する要素

ア) 古墳の価値を有する要素

姫小川古墳は、西三河最古級の前方後円墳であり、西三河地域のみならず東海地方の古墳時代を語る上で欠くことのできない重要な古墳である。

平成 20・22 年（2008・2010）の墳丘範囲確認調査により 65 m の墳丘規模を確認した。後円部北側、くびれ部南側の周溝はいずれも台地端部に接続したものと考えられる。くびれ部南側（E トレンチ）では周溝を確認していないが、調査地が陸橋の可能性を残す。

後円部は、後世に建築行為によって墳丘が削り取られた箇所や、雨水等により土砂が流出、崩落した箇所がある。また、樹木が成長し、遺構の損傷も懸念される。前方部の平坦面はかつて存在した薬師堂建立の造成により削平された可能性が高い。

地下に遺存する周溝が後円部の北側から西側にかけて確認されている。復元すると幅約 10 m、深さ約 2 m となる。現在の薬師堂や社務所は、周溝にかかっている可能性が高い。

②史跡に伴う諸要素

イ) 古墳に関わる居住域・生産域

姫小川古墳の東約 100 m に位置する姫下遺跡は、弥生時代から古墳時代の遺構・遺物が確認されている。

ウ) 今日に至る古墳の履歴を示す要素

姫小川古墳は碧海台地東端部に立地しており、東側沖積低地から台地まで 4 m ほどの比高差がある。

姫小川古墳の後円部墳頂には浅間神社社殿が鎮座し、ほか多数の関連する石造物等が設置され

ている。社殿背面の基礎は土砂が流出し浮き上がりを生じている。前方部上に建っていた薬師堂は昭和 50 年代に墳裾に再建されている。これら神社等の施設は古墳の歴史的な経緯を示す重要な要素であるため、取扱いは慎重に検討する必要がある。

姫塚遺跡は姫小川古墳の北東に位置し、奈良時代から鎌倉時代を中心とする集落跡と想定される埋蔵文化財包蔵地である。現在宅地となっている。

墳丘上にはシイ、カシ、クスノキ、クヌギ等の常緑広葉樹が繁茂している。墳丘上の樹木は、浅間神社の社叢空間を形成しており、伐採等には神社との調整が必要である。

墳丘の草刈りは、浅間神社氏子（姫小川町内会）が年 2 回実施し、樹木管理も行っている。今後適正な管理を行う体制整備が必要である。

エ) 史跡の保護と管理に有効な要素

史跡標識は史跡指定地外の神社入り口に建つ。史跡説明板は 2 箇所に設置されており、うちひとつは、古墳の墳丘・周溝内に位置するものもある。史跡説明板は今後、更新・改修等を適宜検討する必要がある。

昭和 53 年（1978）に境界杭とコンクリート製の擬木囲柵、植え込みが設置されている。柵の一部が欠損しており、境界杭の設置位置も不正確である可能性がある。

後円部西側斜面の崩落防止（平成 19 年）、後円部東側斜面の崩落防止（平成 20 年）の土嚢が積み、木杭で留められている。しかし、植生土嚢から種子が発芽していないため、枝打ち等による地被植物の成長促進が必要である。

オ) 史跡の保存管理上調整が必要な要素

墳丘北東側の宅地の下には、墳丘が埋没していることが想定される。崩落した墳丘の土砂を防ぐため、宅地境にコンクリート擁壁が設置されている。また、前方部東側は昭和 40 年代に埋め立てられたことが調査により判明している。

③史跡の周辺環境を構成する諸要素

カ) 文化遺産

地域の歴史資源を周遊する「歴史の散歩道」（桜井コース）が設定されており、コース表示看板と誘導看板が設置されている。

キ) 便益施設

古墳見学のための駐車場はない。

ク) 自然・景観・土地利用

史跡指定地は市街化区域であり、周囲の宅地開発が進んでいる。現在、墳丘東側の住宅の間から鹿乗川や水田景観が開けているが、樹木が茂っており、あまり眺望がきかない。



図 44 姫小川古墳現況図



図 45 南側から望む古墳①



図 46 後円部北側の台地端部②



図 47 墳丘が削平された薬師堂跡③



図 48 後円部の土砂流出を防ぐ土嚢④



図 49 急傾斜の墳丘斜面を覆う樹木⑤



図 50 周溝が存在する墳丘西側の追加指定地⑥



図 51 社務所右半分が周溝にかかる⑦



図 52 姫下遺跡付近（鹿乗川西岸より）⑧



図 53 後円部上の浅間神社社殿⑨



図 54 社殿背後のコンクリート基礎⑩



図 55 前方部墳裾に移築された薬師堂⑪



図 56 後円部斜面のはらんだ石段⑫



図 57 神社入り口の標識⑬



図 58 説明看板と背後の擬木のロープ柵⑭



図 59 指定地東側の埋め立てられた部分⑮



図 60 後円部東側に設置された階段⑯



図 61 墳丘の崩落防止のための土嚢⑰



図 62 種子が発芽していない植生土嚢⑱



図 63 墳丘に接して建つ住宅⑲



図 64 保全地区等の看板⑳



図 65 東側より望む古墳㉑



図 66 樹木で視界が開けない前方部㉒



図 67 内務省の境界杭 ㉓



図 68 文部省の境界杭㉔

（３）保存と活用上の課題

姫小川古墳は、昭和2年（1927）国史跡に指定された貴重な文化財である。当初指定範囲は宗教法人浅間神社が土地所有者となっており、平成24年（2012）の追加指定範囲は民地となっている。恒久的な保存を確実にするために、指定地全体の公有化が望まれる。

また、史跡指定地に接する神社境内地や宅地についても、古墳関連遺構が想定されるため、追加指定及び公有化を検討する必要がある。ただし、浅間神社の境内地は、地域の信仰の対象であり、長年地元住民が大切に管理してきた土地であることを考慮し、神社や地元住民等との協議と理解の上で、必要に応じて長期的な公有化を検討していく必要がある。

後円部の神社社殿の雨水排水の機能不全によって墳丘土砂の流出等が引き起こされており、これらの緊急的な対策が必要である。一方、神社境内地であることが古墳の破壊を押しとどめている側面を評価し、墳丘上の神社施設等は「今日に至る古墳の履歴を示す要素」に分類している。これら施設の撤去・移設等については慎重な取り扱いが必要である。

同様に、墳丘上の樹木や草花についても、社叢景観の一部として「今日に至る古墳の履歴を示す要素」に分類している。しかし、墳丘保護の観点からは、密生した樹木が墳丘上の地被植物の生育を妨げている可能性があるため、健全な自然環境を維持するための調査、検討を行い適切な措置を行う必要がある。また、浅間神社の現在の自然環境がいつまで遡れるのかという歴史的経緯について調査し、望ましい社叢景観についての客観的な検討も必要である。

第4節 保存管理

(1) 保存管理の基本方針

- ・ 史跡の構成要素の範囲に地区区分(ゾーン)を設定し、地区の特性に応じた保存管理を行う。
- ・ 史跡指定地のうち公有化されていない土地について、地区区分別、所有区分別に公有化の方針を示す。
- ・ 古墳の総体が分布すると考えられる範囲で未指定の土地を示し、追加指定の考え方を示す。
- ・ 現状変更等の取り扱い基準を示す。

(2) 計画地の地区区分

計画地の地区区分は、大きく古墳の総体が存在すると考えられる範囲を保存管理の対象範囲として設定し、その中を宗教法人とその他の土地所有者別に細分化するものである。

史跡姫小川古墳の地区区分は、史跡指定地区(Aゾーン)、史跡指定追加地区(Bゾーン)、史跡周辺遺構地区(Cゾーン)、史跡周辺活用地区(Dゾーン)の4つである(表34、図69参照)。

このうち、保存管理すべき対象範囲は、Aゾーン及びBゾーンである。Aゾーンは、古墳の総体が存在するA1ゾーンと、古墳の関連遺構を有さないものの活用上必要な施設等の導入が可能なA2ゾーンに分けられる。

表34 各地区の概要

保存区分（ゾーン）			内 容		土地所有
A 史跡指定地区					
A	1	a	史跡指定地 遺構地区	史跡指定地において古墳の総体（墳丘、周溝等）が存在する地区	民地
		b			宗教法人
	2	a	史跡指定地 遺構外地区	史跡指定地ではあるが、遺構の分布は考えられない地区。活用上必要な施設等の導入が可能な地区	民地
B 史跡指定追加地区					
B	1	a	史跡遺構 想定地区	史跡指定地外であるが、古墳の総体（墳丘、周溝、埋葬施設、副葬品を含む遺物等）の存在が想定される地区	民地
		b			宗教法人
C 史跡周辺遺構地区					
C		史跡周辺 遺構地区	古墳の総体（墳丘、周溝、埋葬施設、副葬品を含む遺物等）は存在しないが、古墳の周辺において同時期の遺構・遺物が確認・想定される地区 将来的に古墳との関連性が明確なものについては、史跡と一体的整備が考えられる地区		安城市・民地ほか
D 史跡周辺活用地区					
D	1	活用施設地区	指定史跡地に隣接ないし近接する周辺の地区。見学者に必要な便益施設等の設置が考えられる地区		安城市・民地ほか
	2	活用環境地区	指定史跡地に隣接ないし近接する周辺の地区		

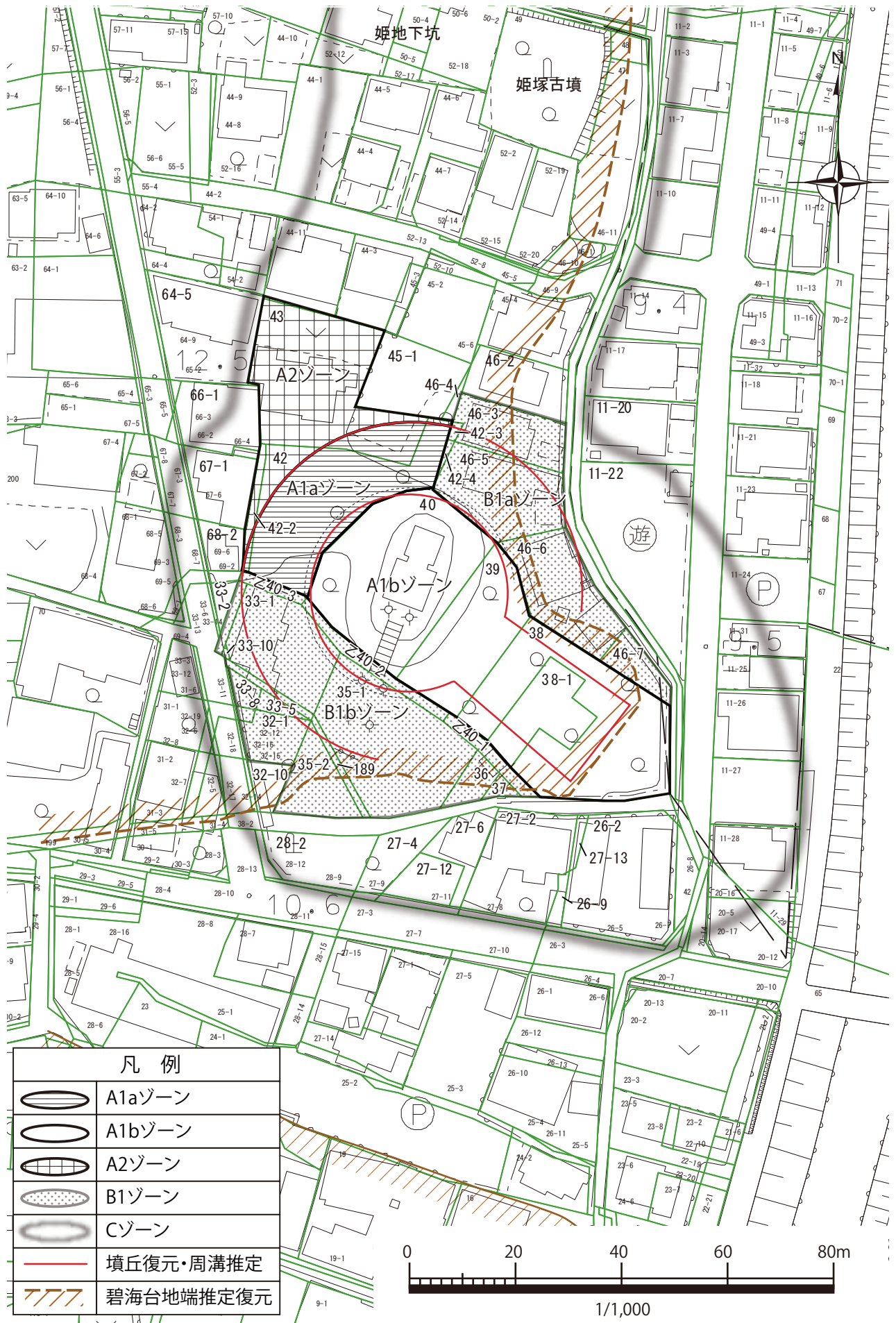


図 69 姫小川古墳地区区分図

(3) 保存管理と遺構保存手法

地区・構成要素ごとの保存管理・遺構保存手法は、「表 40 姫小川古墳の保存管理総括表」のとおりである。特に重要な課題である墳丘管理と樹木伐採等の維持管理については、内容と役割分担を以下に示す。

①墳丘管理

姫小川古墳の後円部には浅間神社社殿が鎮座し、かつ北側から西側にかけて家屋が墳丘法面に隣接している。平成 19・20 年（2007・2008）に法面侵食を防止し、周辺環境と調和し景観を保全する植生工（植生土嚢工）を実施している。ただし、後円部上の排水施設が未整備なため、雨水が墳丘を削る状況が続いている。

そのため、早急に地盤工学的な地質調査を実施し、現状で安全性が担保される範囲とそうでない範囲を明らかにする。その上で、前者は将来的な整備に委ね、後者の危険と判断された範囲については短期計画のうちに法面保護対策を行う。また、地質調査の結果をみながら、遺構を損傷しないことを第一として周辺環境と調和して景観を保全しつつ、植生土嚢と土留杭の併用による法面保護を継続する。また、法面を構造物によって被覆する構造物工の導入可能性を検討する。

例）法面は植生工と構造物工（網柵工など）の併用

家屋が隣接する範囲では構造物工（最小限度のコンクリート擁壁工など）

②樹木伐採・剪定及び除草・清掃等の維持管理について

複数の樹木匠に依頼して、自然環境調査を実施する。あわせて、前述の歴史環境を踏まえてどのような景観にするかの検討をしていく必要がある。

(ア) 遺構に損傷を与える可能性のある樹木伐採

墳丘保護の観点から遺構に損傷を与える可能性のある樹木伐採については、土地所有者と協議の上、管理団体である安城市が伐採を行うものとする。なお、土地所有者は剪定等の役務についての補助・協力を行うものとする。

(イ) 社叢景観の維持に伴う樹木伐採

社叢景観の維持に伴う樹木伐採については、土地所有者が安城市と協議し、現状変更の届出等を提出した後、土地所有者が伐採を行うものとする。

(ウ) 日常的な維持管理に関わる樹木剪定

保存に影響を及ぼす行為のうち軽微なもので日常的な維持管理に関わる樹木剪定については、土地所有者が行うものとする。なお、以下 4 点を剪定方法とし、その他の事案については原則個別対応する。

●樹冠切り下げ、樹形整形

樹木上部の枝を切って生育を抑制、生長限界で枯死した枝を除いて樹形を整える。

●枯枝・下がり枝除去

枯れ枝、下がり枝は根元から切る。

●平行枝一部除去

同じ方向に平行する平行枝（重なり枝）は一本のみ残し、それ以外は根元から切る。

●横枝除去

横に伸びた枝は根元から切る。

(エ) 日常的な維持管理に関わる除草・清掃等

保存に影響を及ぼす行為のうち軽微なもので日常的な維持管理に関わる除草・清掃等の清掃

については、土地所有者が行うものとする。姫小川古墳は神社境内であることから土地所有者が行うものの、将来的には両古墳とも小中学校・ボランティアと連携した維持管理団体の構築を目指す。

(4) 保存管理の内容と手法

保存管理の内容は、「維持管理」と「主に保存を目的とするもの」に分ける。

①維持管理

点検、清掃や災害時の応急措置等の維持的措置に相当する。

- ・維持管理は、日常的・定期的な点検等によって地上遺構及び地下遺構の保存が適切になされているかを確認する。史跡の景観も同様である。
- ・清掃・除草等の維持的措置は安城市と地元住民のみならず、小中学校やボランティアを含めて保存体制を確立し、史跡としてふさわしい状態を維持する。
- ・災害・事故等が発生した場合、臨時の巡検を実施し、遺構等の毀損状況等の把握に努め、必要に応じて破損の予防・拡大防止のための応急的な維持的措置を行う。

②主に保存を目的とするもの

(ア) 保存のための管理

史跡等を保存し次世代へと伝えていくうえで必要となる管理のための行為及び施設の設置に相当する。保存・管理は保存施設と応急的に行う復旧及び修理、防災は防災施設、急傾斜地の崩落防止、病虫害防除等を指す。

A 保存・管理

- ・史跡の保護と管理に有効な要素である史跡標識・史跡説明板・擬木囲柵等の保存施設は、必要に応じて設置する。既設のものは維持管理の範囲において必要において軽微な補修等を行い、原則現状維持を図る。ただし、墳丘など古墳の価値を有する要素に関わる場合、遺構の状況を調査して慎重に検討する。
- ・古墳の本質的価値を構成する要素に軽微な毀損や衰亡がみられた場合、小規模な復旧及び小修理による原状復旧を維持的措置の範囲内で行う。なお、軽微な毀損以外の場合は、本格的な復旧策を講じるものとする。

B 防災

- ・自然災害、人為災害、事故等の緊急事態、非常事態に対して、危機管理体制を構築する。
- ・火災、風水害、震災といった災害から史跡の本質的価値を構成する要素を守るために、適切な防災措置を講じ、そのための巡視も適宜実施する。

(イ) 復旧

史跡等が毀損し、衰亡している場合には衰亡前の状態に戻す措置に相当する。遺構保存、修復にあたる。

- ・復旧は、遺構等本質的価値を構成する要素に毀損や劣化がみられる場合、遺構の保存を大前提として毀損前の状態に戻す。
- ・毀損範囲が大きい場合、毀損状況の調査、さらには整備委員会の設置等も含めて、計画的に復旧する。

(ウ) 来訪者管理

来訪者の適切なコントロールには現況の見学通路を利用し、仮設的整備として見学通路の整備・復旧を検討していく。

(5) 公有化の方針

A、Bゾーンの公有化の方針を示す。

史跡指定地区（Aゾーン）の土地所有者は、個人と宗教法人浅間神社である。宗教法人所有地については、神社社殿はじめ建築物、工作物等が多数存在することから、早急な公有化は避け、必要に応じて長期的に検討する。

表 35 公有化の方針

保存区分（ゾーン）				土地所有者	公有化の方針
A 史跡指定地区					
A	1	a	史跡指定地	民地（個人所有）	優先的に公有化
		b	遺構地区	民地（宗教法人所有地）	必要に応じて長期的に公有化を検討
	2	a	史跡指定地 遺構外地区	民地（個人所有）	優先的に公有化
B 史跡指定追加地区					
B	1	a	史跡遺構	民地（個人所有）	指定後、優先的に公有化
		b	想定地区	民地（宗教法人所有地）	指定後、必要に応じて長期的に公有化を検討

(6) 史跡指定追加地区

Bゾーンを史跡指定追加地区とする。（図 69 参照）

姫小川古墳のBゾーンは、墳丘北東側の宅地と墳丘南側の浅間神社境内地である。今後の調査成果に基づき、周溝等の遺構であることが確認された段階で、将来的に国の史跡指定を目指す。

(7) 現状変更等の取扱い

Aゾーン（史跡指定地内）における現状変更等の取扱いは、表 36 を目安とする。具体的な変更行為等とその対応例は表 37 に示す。なお、Bゾーンが追加指定された場合は、当該範囲にAゾーンの取扱い基準を準用する。

表 36 現状変更等の取り扱い基準

保存区分（ゾーン）				保存管理基準（現状変更）	建築物新築	建築物増改築	簡易な建築物	地形変更	木竹伐採
A 史跡指定地区									
A	1	a	史跡指定地 遺構地区	現状維持を基本とし、現状変更は原則認めない。	×	×	×	×	×
		b		建築物等の新築は認めない。増改築は原則認めないが、遺構に影響を与えないもの、景観に与える影響が軽微なものに限り認める場合もある。	×	△	△	×	△
	2	a	史跡指定地 遺構外地区	建築物等の新築、増改築は原則認めないが、遺構に影響を与えないもの、景観に与える影響が軽微なものに限り認める場合もある。	×	△	△	×	△
B 史跡指定追加地区									
B	1	a	史跡遺構想 定地区	今後の調査成果に基づき、将来的に指定を目指す（指定後は A1a ゾーンと同一）。現状では、建築物等の新築、増改築は遺構に影響を与えないように協議し、その他の遺構に影響を与えないもの、景観に与える影響が軽微なものについては可能。	△	△	△	△	△
		b			△	△	△	△	△

△：市教育委員会との協議を要する、×：不可

神社社殿等は、当面は現状を維持・保全するものとする。改修や修理の必要が発生した場合、地権者と協議の上、墳丘に影響を与えない方法で行うこととし、将来的には史跡景観になじまない箇所は復旧や修景を図る。墳丘に影響を与えない方法が困難な場合は、指定地外への移設等を含め検討する。

表 37 現状変更等の対応例

変更行為等	協 議	対 処
・ 建物の増改築・除却 ・ 工作物（塀、標柱、フェンス、看板等）の設置・除却 ・ 植栽	行為者が市教育委員会と協議	市教育委員会の許可により、可
・ 墳丘保護のための樹木伐採	市教育委員会が土地所有者と協議	協議結果に応じて、市が伐採
・ 社叢景観の維持に伴う樹木伐採	土地所有者が市教育委員会と協議	協議結果に応じて、土地所有者が伐採
・ 日常的な維持管理に関わる樹木の枝打ち、草刈、清掃等 ・ 安全確保のための柵や表示板の設置	（協議不要）	許可不要につき、必要に応じて各自実施

＜参考＞

現状変更等：文化財保護法第125条第1項に定める、現状を変更する行為、又は保存に影響を及ぼす行為

表 38 現状変更等一覧

区 分		適 用
現状変更等	現状変更等（文化財保護法施行令第5条第4項第1号に掲げる史跡等の現状変更等を除く）	文化庁長官（国）による許可
	＜想定される行為の例＞ ● 建築物の新築、増築、改築、除却 ● 地形・区画形質の変更 ● 発掘調査等の学術調査 ● 史跡の保存・活用に関わる整備	
	文化財保護法施行令第5条第4項第1号に掲げる史跡等の現状変更等	安城市教育委員会による許可
	＜想定される行為の例＞ ● その他の工作物（塀、石垣、フェンス、看板）の設置、改修、除却（設置から50年を経過していないもの） ● 道路の舗装、改良（土地の形状変更を伴わないもの） ● 埋設されている電線、ガス管、水管、下水道管の改修 ● 竹木の伐採、植栽 ● 墳丘やその他史跡を構成する遺構に関する、測量、型取り等の行為（遺構の形状改変を伴わないもの）	
	- 維持の措置（現状変更等の許可申請等に関する規則第4条） - 非常災害のために必要な応急措置 - 保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの	許可不要（法第125条第1項ただし書）
	＜想定される行為の例＞ ● 毀損もしくは衰亡等からの原状復旧 ● 毀損もしくは衰亡の拡大を防止するための行為 ● 毀損、もしくは衰亡する部分が明らかに復旧することが不可能な場合の当該部分の除去 ● 崩落防止等のための土嚢の設置やシートの設置 ● 安全確保のための立入り禁止措置を講じるための柵や標示板等の設置	

表 39 姫小川古墳の保存管理総括表

保存区分（ゾーン）		A 1 a：史跡指定地区（史跡指定地遺構地区 / 民地）	
史跡姫小川古墳は、西三河最古級の前方後円墳であり、西三河地域のみならず東海の古墳時代を語る上で欠くことのできない重要な古墳である。本地区は、この史跡の中核となる地区であり、後世に確実に伝承するために民地は優先的に公有化を図る、また、必要な維持管理等を行い、現状を維持・保全することを原則とする。ただし、明らかに改変されていることのわかる部分については、慎重な調査を経た上で適切な修復・修景を図る。			
構成要素ごとの保存管理方法			
区分・要素		現 状	保存管理・遺構保存手法
史跡を構成する要素	墳丘	後円部北側から西側にかけて墳裾は削り取られており、傾斜がきつい。	・市専門職員は現地で定期的に点検を行い、崩落箇所や崩落の可能性のある部分を確認する。 ・常時監視するため地元住民やボランティアに監視を依頼し、定期的点検をさらに充実する。 ・崩落箇所や崩落危険箇所が確認された場合、速やかに維持的措置を図る。 ・将来必要に応じて、遺構保護のための調査を実施し、その成果に基づき、適正な保存処理を図る。
	周溝	古墳の北側から西側にかけて地下に埋没する。	・市専門職員は現地で定期的に点検を行い、現状地形が改変されていないことを確認する。 ・常時監視するため地元住民やボランティアに監視を依頼し、定期的点検をさらに充実する。 ・将来必要に応じて、遺構保護のための調査を実施し、その成果に基づき、適正な保存処理を図る。

保存区分（ゾーン）		A 1 b：史跡指定地区（史跡指定地遺構地区 / 宗教法人所有地）	
A1aと同様に、史跡姫小川古墳の中核地区となるうち、宗教法人が所有するものである。後世に確実に伝承するために、必要に応じて長期的に公有化を検討しながら、地権者の理解と協力のもと現状を維持・保全することを原則とする。ただし、明らかに改変されていることのわかる部分については、慎重な調査を経た上で地権者と協議しながら適切な修復・修景を図る。			
構成要素ごとの保存管理方法			
区分・要素		現 状	保存管理・遺構保存手法
史跡を構成する要素	墳丘	後円部墳頂平坦面は地盤沈下をおこし、後円部上半北西側・後円部上半東側は削り取られている。北西側は平成 19 年（2007）災害復旧として崩落防止のための土嚢（800 体）とそれを留める木杭（21 本）（面積約 41 ㎡）、東側から南側にかけては平成 20 年法面復旧として崩落防止のための土嚢（740 体）とそれを留める木杭（44 本）（面積約 81 ㎡）が設置された。後円部東側からくびれ部には平成 15 年に参道の改修工事という軽微な現状変更が行われている。参道前方部墳頂平坦面は昭和 50 年（1975）まで存在した薬師堂により拡張の上、平坦になっている。	・現在も墳丘土砂の流出が続いており、早急に遺構保護のための地質調査等を実施し、対策を検討する。 ・市専門職員は現地で定期的に点検を行い、崩落箇所や崩落の可能性のある部分を確認する。 ・常時監視するため地元住民やボランティアに監視を依頼し、定期的点検をさらに充実する。 ・崩落箇所や崩落危険箇所が確認された場合、地権者と協議の上、速やかに維持的措置を図る。なお、現状の後円部墳頂平坦面の地盤沈下や墳丘の崩落については、植生土嚢や木杭の設置等、維持的措置による原状復旧を適宜実施する。
		後円部上に排水施設がないため、雨水が直接墳丘の斜面を流れ落ちて、墳丘を削っている。	・墳丘崩落を防ぐため、早急に排水施設の設置を検討する。
史跡に伴う諸要素	古墳の立地する地形	前方部東側の前方部状の高まりは周辺での宅地造成が行われた昭和 47 年（1972）頃に埋め立てられたと想定される。なお、昭和初期には「水溜」と表現されたように、前方部は現状より短い。	・将来必要に応じて、遺構保護のための調査を実施し、その成果に基づき、昭和 40 年代の造成範囲を除去して指定時の状況に戻すことを含め、適正な保存を図る。
	史跡説明板	前方部東側に史跡説明板が建つ。本地点は昭和 40 年代に埋め立てられた範囲にあたる。	・前掲「古墳の立地する地形」を適正に保存することを前提として、新たな知見を加え改修整備する段階で、必要に応じて指定地外を含めた適切な場所に移設する。

区分・要素		現 状	保存管理・遺構保存手法
史跡に伴う諸要素	樹木・草花	墳丘上にはマツや常緑広葉樹等が密生し、下草はあまり生えていない。	・自然環境調査を実施し、健全な自然環境を形成する。 ・歴史的な自然景観の変遷を調査し、社叢にふさわしい景観を検討する。 ・下草が生える程度の日照を確保するため、日常的な樹木剪定、枝打ちを行う。 ・草花は、墳丘保護に有効と捉える種以外は、除草する。
		樹木・草花は浅間神社（年2回／姫小川町内会）が管理している。	・墳丘保護の観点から遺構に損傷を与える可能性のある樹木伐採については、土地所有者と協議の上、管理団体である安城市が伐採を行うものとする。なお、土地所有者は剪定等の役務についての補助・協力を行うものとする。 ・社叢景観の維持に伴う樹木伐採については、土地所有者が安城市と協議し、現状変更の届出等を提出した後、土地所有者が伐採を行うものとする。
			・保存に影響を及ぼす行為のうち軽微なもので日常的な維持管理に関わる樹木剪定については、土地所有者が行うものとする。 ・保存に影響を及ぼす行為のうち軽微なもので日常的な維持管理に関わる除草・清掃等の清掃については、土地所有者が行うものとするが、将来的には小中学校・ボランティアと連携した維持管理団体の構築を目指す。
	神社社殿等	浅間神社社殿、燈籠・狛犬、溶岩、頌徳碑・石段、コンクリート擁壁が存在する。石垣の一部ははらんでいる。	・当面は現状を維持・保全するものとする。改修や修理の必要が発生した場合、地権者と協議の上、墳丘に影響を与えない方法で行うこととし、将来的には史跡景観になじまない箇所は復旧や修景を図る。墳丘に影響を与えない方法が困難な場合は、指定地外への移設等を含め検討する。
	史跡説明板等	後円部南側に史跡説明板、保全地区看板、歴史の散歩道看板が建つ。本地点は前者は墳丘または周溝が想定される範囲にあたる。	・新たな知見を加え改修整備する段階で、指定地外を含めた適切な場所に移設する。
	境界杭	墳丘周囲に境界杭が設置されているが、位置が不正確である可能性がある。	・正確な指定地界を確定し、速やかに境界杭を設置しなおす。
史跡に伴う諸要素	擬木囲柵	囲柵は指定範囲を示して墳丘周囲を巡っている。コンクリート製で、昭和53年(1978)国・県補助で設置された。そのうち、一部は欠損している。	・原則現状維持とする。なお、囲柵で欠損したものについては、同一形状のものに速やかに修復する。

保存区分（ゾーン）		A 2：史跡指定地区（史跡指定地活用推進地区 / 民地）	
史跡指定地であるが、古墳に関連する遺構の分布は考えられない地区。将来必要に応じて慎重な調査に基づき検討した上で、活用上必要な施設等の導入が可能な地区。民地は優先的に公有化を図る。			
構成要素ごとの保存管理方法			
区分・要素		現 状	保存管理・遺構保存手法
史跡に伴う諸要素	古墳時代以降の埋蔵文化財包蔵地（姫塚遺跡）	現在、民地（家屋）である。奈良時代から鎌倉時代を中心とする集落跡と想定される姫塚遺跡の埋蔵文化財包蔵地にあたる。	・将来必要に応じて、調査を実施し、その成果に基づき、現状変更等の取扱いに依拠しながら、活用上必要な施設等の導入を検討する場合がある。

保存区分（ゾーン）		B 1 a：史跡指定追加地区（史跡遺構想定地区 / 民地）	
史跡指定地外であるが、古墳の本質的価値（墳丘・周溝を始めとする古墳総体）が想定される地区のうち、土地所有が宗教法人を除くもの。今後の調査成果を踏まえて、将来的に追加指定による遺構の保存を目指し、指定後は民地は優先的に公有化する（指定後は A1a 地区と同一の保存管理とする）。			
構成要素ごとの保存管理方法			
区分・要素		現 状	保存管理・遺構保存手法
史跡を構成する要素	墳丘	現在、後円部北東側、前方部北側は民地である。墳裾は削り取られており、傾斜はきつい。	・地権者の理解と協力を得て現状を維持・保全する。調査を実施し、史跡の追加指定による遺構の保存の担保を得ることを検討する。
	周溝	現在、後円部北東側、前方部北側は民地である。一部は宅地の下に埋没することが想定される。	・将来必要に応じて、周溝の確認調査を実施し、地権者と協議の上、その成果を踏まえて史跡の追加指定による遺構の保存の担保を得ることを検討する。

保存区分（ゾーン）		B 1 b：史跡指定追加地区（史跡遺構想定地区 / 宗教法人所有地）	
史跡指定地外であるが、墳丘・周溝を始めとする古墳総体が想定される地区のうち、土地所有が宗教法人のもの。今後の調査成果を踏まえて、後世に確実に伝承するために、必要に応じて長期的に公有化を検討しながら、地権者の理解と協力のもと現状を維持・保全することを原則とする（指定後は A1 b 地区と同一の保存管理とする）。			
構成要素ごとの保存管理方法			
区分・要素		現 状	保存管理・遺構保存手法
史跡を構成する要素	墳丘	後円部西側から南側の墳裾は削り取られており、傾斜はきつい。	・地権者の理解と協力を得て現状を維持・保全する。調査を実施し、史跡の追加指定による遺構の保存の担保を得ることを検討する。
	周溝	古墳の西側から南側にかけて地下に埋没する。一部は社務所の下位に存在することが想定される。	・市専門職員は現地で定期的に点検を行い、現状地形が改変されていないことを確認する。 ・常時監視するため地元住民やボランティアに監視を依頼し、定期的点検をさらに充実する。 ・将来必要に応じて、周溝の確認調査を実施し、地権者と協議の上、その成果を踏まえて史跡の追加指定による遺構の保存の担保を得ることを検討する。
史跡に伴う諸要素	浅間神社社務所等	後円部南西側に浅間神社社務所、前方部南側に薬師堂が建つ。	・当面は現状を維持・保全するものとする。将来必要に応じて、改修や修理の必要が発生した場合、地権者と協議の上、墳丘に影響を与えない方法で行うこととし、将来的には史跡景観になじまない箇所は復旧や修景を図る。
	鳥居・燈籠	後円部南側に鳥居・燈籠等が建つ。	・当面は現状を維持・保全するものとする。将来必要に応じて、改修や修理の必要が発生した場合、地権者と協議の上、墳丘に影響を与えない方法で行うこととし、将来的には史跡景観になじまない箇所は復旧や修景を図る。

(8) 史跡指定地外の保存管理指針

姫小川古墳に関わる史跡指定地外の地区については、今後の調査の進展や社会情勢の変化等によって取り扱いが変わる可能性があるため、保存管理のための考え方を指針として示す。

①史跡周辺遺構地区（Cゾーン）

史跡周辺遺構地区は、墳丘・周溝を始めとする古墳の総体ではないものの、古墳の周辺において同時期の遺構・遺物が確認・想定される地区である。将来的に、調査を行って古墳との関連性が明確となった部分については、一体での整備を検討する。

地区区分図には、Cゾーンとしておおむねの位置を示す。

②史跡周辺活用地区（Dゾーン）

周辺活用地区は、指定史跡地に隣接ないし近接する周辺の地区で、活用施設地区（D1ゾーン）と活用環境地区（D2ゾーン）に分かれる。活用施設地区（D1ゾーン）には、見学者に必要な便益施設等の設置を検討する。活用環境地区（D2ゾーン）は、古墳の特長を際立たせる田園景観やビューポイント等の周辺景観を守る地区とする。

周辺活用地区は、今後の姫小川古墳の保存整備計画の具体化に応じて、検討するものとする。

表 40 C・Dゾーンの保存管理指針

保存区分（ゾーン）			土地公有化	保存管理指針（現状変更）	建築物新築	建築物増改築	簡易な建築物	地形変更	木竹伐採
C 史跡周辺遺構地区									
C	史跡周辺遺構地区		必要に応じて公有化を促進	各種法規制、民間コンセンサスを適用して、緩やかに景観形成を図る。	○	○	○	○	○
D 史跡周辺活用地区									
D	1	活用施設地区	施設用地については公有化を促進	古墳の特長を際立たせる周辺環境（農地景観、ビューポイント等）を守るため、各種法規制、民間コンセンサスを適用して、緩やかに景観形成を図る。	○	○	○	○	○
	2	活用環境地区	必要に応じて公有化の場合もある		○	○	○	○	○

○：可